

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案及び情報通信ネットワーク安全・信頼性基準の一部を改正する告示案についての意見募集の結果

意見募集期間:令和元年5月23日(木)から6月21日(金)まで

提出された御意見の件数:1件

意見提出者	代表者氏名等	
個人 A		

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案及び情報通信ネットワーク安全・信頼性基準の一部を改正する告示案に対して寄せられた意見及びこれに対する総務省の考え方

No.	意見対象箇所	提出された意見	意見に対する考え方	修正の有無
1	-	<p>「5G(第5世代)」における構造では、「センサー技術、ネットワーク技術、デバイス技術」から成る「CPS(サイバーフィジカルシステム)」を導入により、「ゼネコン(土木及び建築)、船舶、鉄道、航空機、自動車、産業機器、家電」等が融合される構造と、私は考えます。具体的には、「電波規格(エレクトリカルウェーブスペック)」での「回線(サーキット)」の事例が有ります。(ア)「通信衛星回線(サテライトシステム)」における「トランスポンダー(中継器)」から成る「ファンクションコード(ソースコード及びチャンネルコード)」のポート通信での「DFS(ダイナミックフレカンシーセレクション)」の構造。(イ)「電話回線(テレコミュニケーション)」における基地局制御サーバーでの「SIPサーバー(セッションイニテションプロトコル)」の構造。(ウ)「インターネット回線(ブロードバンド)」におけるISPサーバーでの「DNSサーバー(ドメインネームシステム)」の構造。(オ)「テレビ回線(ブロードキャスト)」における「通信衛星回線、電話回線、インターネット回線」の構造。具体的には、「通信規格(トランスミッションスペック)」での「情報技術(IT)」及び「人工知能(AI)」の事例が有ります。(ア)クラウドコンピューティングでは、「ビックデータ(BD)」から成る「データベース(DB)」の導入により、ハードウェアにおけるファイアーウォールの融合により、ITネットワークの構造。(イ)エッジコンピューティングでは、Web上での「URL(ユニフォームリソースロケーター)」における「HTML(ハイパーテキストマークアップラングエッジ)」から成る「HTTP(ハイパーテキストトランスファープロトコル)」通信での「API(アプリケーションプログラミングインターフェイス)」の導入により、ソフトウェアにおける暗号化での「HTTPS(HTTP over SSL/TLS)」の融合によ</p>	<p>本改正案は、情報通信審議会一部答申「IoTの普及に対応した電気通信設備に係る技術的条件」(令和元年5月21日)を受けて、通信ネットワークのソフトウェア化・仮想化の進展等に対応して電気通信設備の安全・信頼性の確保等を図ることを目的として、電気通信事業法施行規則及び情報通信ネットワーク安全・信頼性基準について、所要の改正を行うものです。</p> <p>ご意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	無

		<p>り、AI ネットワークの構造。具体的には、「システム(方式)」の事例があります。(ア)「3G(第3世代)」における「GPS(グローバルポジショニングシステム)」から成る「3GPP(GSM方式及びW-CDMA方式)」の構造。(イ)「4G(第4世代)」における「LTE(ロングタームエボリューション)」での「Wi-Fi(ワイアレスローカルエリアネットワーク)」の構造。(ウ)「5G(第5世代)」における「MCA(マルチチャンネルアクセス)」から成る「DFS(ダイナミックフレカンシーセクション)」の構造。要約すると、「サイバー空間(情報空間)」では、「SDN/NFV」から成る「仮想サーバー(メールサーバー、Webサーバー、FTPサーバー、ファイルサーバー)」の導入により、「中継点(リレーポイント)」における「VPN(バーチャルプライベートネットワーク)」が融合される構造と、私は考えます。私は考えます。「フィジカル空間(物理空間)」では、「AP(アクセスポイント)」の構造と、私は考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人 A】</p>		
--	--	---	--	--